

1 法令名

合成革と人造皮革工業汚染物排出基準（GB21902-2008）

Emission standard of pollutants for synthetic and artificial leather industry
(GB21902-2008)

2 制定年月

2008 年 6 月 25 日

3 発効年月

2008 年 8 月 1 日

4 法令の概要

4.1 目的

環境保全と汚染防止を強化し、合成革と人造皮革の生産と汚染防止技術の向上を促進するためには、本基準を制定する。

4.2 規制対象

本基準は、合成革と人造皮革の生産企業の排水・排気汚染物の排出制限値、排出管理要求などを規定している。なお、本基準は、合成革と人造皮革の生産企業の環境影響評価、環境保護施設の設計、竣工する際の認定及び正常生産に入ってから排水・大気汚染物の排出管理に適用する。

4.3 規制内容

(1) 企業は都市(鎮)污水处理施設に污水を排出する場合、汚染物の排出コントロール要求や、污水处理能力などを中心に都市(鎮)污水处理場と相談し、当地の環境保護管理部门で登録をする必要がある。都市(鎮)污水处理場は排出基準に満したものを排出する必要がある。

(2) 污水汚染物コントロール上限値を規定する(現在生産中の企業は、2009 年 1 月 1 日からこの基準に従う。図 1)。

(3) 排水処理施設、排気収集装置が設計、試運転で決められたパラメータに従って運転する必要がある。洗浄方式で DMF の回収装置を通して回収する場合、回収液 DMF の濃度は 10%以上でなければならない。

(4) 排水処理施設、排気収集装置等が運転する時、生産企業は主なパラメータの記録を取らなければならない。

表 1 現在生産中企業汚水汚染物排出制限値

順番	汚染物項目	排出制限値	汚染物排出観測場所
1	Ph 値	6～9	企業の排水総排水口
2	色度	50	企業の排水総排水口
3	浮遊物質(単位 : mg/L)	70	企業の排水総排水口
4	COD	100	企業の排水総排水口
5	アンモニア性窒素	15	企業の排水総排水口
6	総窒素	30	企業の排水総排水口
7	総リン	1.0	企業の排水総排水口
8	ベンゼン	0.1	企業の排水総排水口
9	トルイジン(DMF)	5	企業の排水総排水口

5 法令が入手できる URL

中国環境保護部 Web サイト.

<http://kjs.mep.gov.cn/hjbhbz/bzwb/shjbh/swrwpfbz/200807/W020080701329248496756.pdf>.